

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(改定案)」  
に対する意見の概要及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和6年2月15日(木)~同年3月18日(月)  
案件番号:110200060

意見提出者 13件(法人等:9件、個人:4件)

※ 「意見の概要」については、意見提出者名を匿名とした以外は、基本的に、提出された意見の表記を維持しています。

意見の概要	考え方	修正の有無
意見 1		
<p>○ 今後、企業のGXの取り組みが一層進展することが期待される。本考え方の改定案の公表と同日の2月15日に「石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為に係る相談事例について」が公表されたが、このような相談事例も本ガイドラインの改定案の内容に迅速に反映されていると理解している。今後も、企業からの相談事例を踏まえつつ、定期的かつ継続的にガイドラインを見直すことを求める。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、今後も、企業からの相談事例を踏まえつつ、定期的かつ継続的に本考え方を見直してまいります。</p>	無
意見 2		
<p>○ 企業の予測可能性に資するため公表から1年程度で内容を充実させ、アップデートした改定案を作成し、企業の予測可能性を高めるための活動をされていることを高く評価するとともに敬意を表します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今後とも、企業の予見可能性を一層高めることができるよう努めてまいります。</p>	無
意見 3		
<p>○ 改定案のパブリックコメントの便宜のため、新旧対照表に加えて、全体の修正案のハイライト（いわゆる見え消し版）を提供いただいたことを評価します。次回以降行数を入れていただくとさらに利用しやすくなると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御指摘につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
意見 4		
<p>○ 資料に以下のような記載があります。</p> <p>「気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。」</p> <p>以下3点の疑問があり、再考を希望します。</p> <p>1) 気候変動が所与の事実との扱いです。しかしながら、本当にそうなのでしょうか。世界には気候変動していないと主張する科学者が多くいます。</p> <p>2) (気候変動していると仮定して)、その原因を人間の活動に求めています。しかしながら、本当にそうなののでしょうか。他の原因も考えるべきだと思います。</p> <p>3) 国際社会が一致団結して取組むとの仮定で話が進んでいるようです。</p>	<p>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）は、第1条において、「この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>しかしながら、ほんとうにそうなのでしょうか。アメリカと中国を例にとり反論します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカでは次期大統領選候補者が当選後の政策の転換を表明しています。化石燃料の使用増加により、電気料金を下げると言っています。</li> <li>・中国は今後6か所の石炭発電所を建設する計画を表明しています。 「グリーン社会の実現」などと言う物語のために、国益を犠牲にしてでも貢献しようとしているのはおそらく世界中で少数の国だけです。 まとめですが、政治的アジェンダに乗せられるのではなく、日本の国益を考えた現実的な政策立案をお願いします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」と規定した上で、第2条の2において、「地球温暖化対策の推進は、パリ協定第2条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における2050年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第36条の2において同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。」と規定しています。</p> <p>当委員会としては、本考え方の「はじめに」に記載したとおり、独占禁止法及び競争政策は、事業者間の競争を促進して資源の効率的な利用を促し、新たな技術等のイノベーションを引き起こす観点から、環境政策等を補完する役割を担うものと考えており、国の行政機関として法律に基づいた必要な対応を継続してまいります。</p>	
意見5		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>○ 脱炭素価値が市場に受容されているとは言い難い状況下においてコストが高い GX の取組を実施するにあたっては、脱炭素市場の形成を促進させつつ、共同行為も含むあらゆる手段を講じて最大限の効率化・最適化を図る必要がある。</p> <p>脱炭素市場の成立によって、消費者にも持続的かつ公正な市場競争による利益がもたらされるのであるから、脱炭素市場が立ち上がるまでの市場形成過程の間については、「脱炭素市場の形成促進」に資するかどうかについても、独占禁止法上の判断を行う上での追加的考慮要素としていただきたい。</p> <p>さらに、今後の脱炭素の取組動向も踏まえ、脱炭素の価値や産業競争力の強化・構造改善への貢献度について、競争政策上の位置づけ（独占禁止法上の判断においてこれら項目をどのように考慮するか等）に関するガイドラインへの記載を検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘については、本考え方2頁の脚注4に、「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。」と記載しており、「脱炭素市場の形成促進」を競争促進効果と捉え得ることは明確であると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<b>意見6</b>		
<p>○ グリーンガイドライン改定成案が得られた後は、理解活動が大変重要になると考えます。弊社としても会員企業に周知して参りますが、公正取引委員会様におかれましても、以下の通り推進頂きたく、何卒宜しくお願い致します。</p> <p>■当改定案の内容・主旨に関して、国内関係者(企業・法曹界等)への理解活動を推進頂きたい</p> <p>■加えて、海外企業と取引がある部品企業も多く、海外含めて広く理解活動を推進頂きたい</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、国内外において、本考え方の改定内容の周知に努めてまいります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<b>意見7</b>		
<p>○ 想定例における詳細な前提条件の記載や但し書きが多く、事業者側の立場からは独占禁止法上の問題がないと明確に判断することが困難と考える。特にエネルギー・素材分野における脱炭素の取組については、既存製品の安定供給を維持しながら新たな取組を模索する必要がある等、新規事業と既存事業の両面の課題解決が必要であり、複雑かつ予見が難しい分野であるため、ガイドラインの記載のみをもってすべての事例に対応することは難しい。</p> <p>今後の脱炭素の取組に関する相談事例や海外事例の蓄積、海外の政策動向</p>	<p>○ 適用除外制度については、</p> <p>① 仮に、我が国において導入されたとしても、国際的に事業活動を行う事業者については、海外当局により違法と判断されるおそれがあること</p> <p>② グリーンの取組を装ったカルテル、いわゆるグリーンウォッシュの危険を高め、我が国</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>等を踏まえ、事業者にとってより予見可能性の高い制度（例えば独占禁止法上の問題とならない一律の適用除外制度や認定制度等）の創設の可能性についても、時限的な措置での対応可能性も含め、今後継続的にご検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>経済の発展やイノベーションの促進にマイナスの影響を与える可能性があること</p> <p>③ 適用除外制度の在り方によっては、独占禁止法上の問題の検討作業に加えて適用除外への該当性の検討作業が必要になることも考えられ、結果的に事業者の負担が増す可能性があること</p> <p>から、適当でないと考えております。また、行為の外形のみから一律に競争法の適用を除外する制度は世界的に例がなく、そのような制度を創設することは、競争法の国際的な整合性（上記①参照）の観点からも問題が大きいと考えます。</p> <p>一方、事業者等の皆様のグリーン社会の実現に向けた取組が進展し、相談事例等を踏まえて本考え方の改定を進めることで、皆様の予見可能性を高める、より分かりやすい考え方を示すことは可能と考えますので、当委員会としては、事業者等や関係省庁等と対話しながら、継続的に本考え方の見直しを行って行きたいと考えております。</p>	
意見 8		
<p>○ ガイドラインの適用困難さ及び独禁法の適用除外について</p> <p>詳細な記載や但書が多く、独禁法上問題がないと明確に判断することが企業側の立場から難しく、特に脱炭素分野は、新規分野と既存事業（石油・石炭等）の両面の解決が必要で、複雑かつ予見が難しい分野であり、ガイドラインで全てカバーするのは難しい。独禁法上問題とならない一律の適用除外制度や認定制度創設の可能性については継続してご検討頂きたい（時限的な措置も含む）。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 上記のとおり。</p>	無
意見 9		

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>○ 令和5年2月の意見募集でもお伝えした通り、電動化の進行等により特定の市場・事業が大幅に縮小することが予想され、そうした中で、企業間の連携・事業再編が円滑に行い得るよう、独占禁止法上でどこまでが問題ないのかをより一層明確にする、更に言えば緩和策・例外措置といった目に見える形で整理することも検討が必要と考えております。</p> <p>上記観点を含め、公正取引委員会様が目指すグリーン社会の実現を一層後押しする法的環境の整備に向けて、今後も密に連携して取り組んでいきたいと考えますので、引き続き宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 緩和策・例外措置に関する考え方は、上記のとおりです。</p> <p>一方、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を一層後押しするためには、継続的な本考え方の見直しが必要と考えております。そのために、事業者等や関係省庁との密な連携を継続していきたいと考えます。</p>	無
意見10		
<p>○ 「基本的考え方」において、脱炭素の取組の新しい価値として「新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果だけではなく、グリーン社会の実現に向けた事業者の取組が国民経済の民主的で健全な発達、我が国産業の国際競争力強化を通じた国内外市場の健全な発展を促進するという独占禁止法の究極目的にかなう行為であるため、必ずしも競争促進効果が従来の基準から十分に認められない場合であっても脱炭素に係る共同行為等が適法と判断され得る場合がある」旨を追記いただきたい。その観点から、「脱炭素という新しい価値と競争制限的効果との利益衡量を行う」ことについても判断基準の一つとして追加いただき、更なる判断基準の具体化をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘については、まず、独占禁止法第1条に規定される独占禁止法の目的は、「公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」であり、当委員会は当該目的のために必要な対応を行ってまいります。脱炭素の効果については、本考え方4頁記載のとおり、事業者から競争促進効果としての脱炭素の効果について主張があった場合には、それも踏まえて判断を行うことを示しています。</p>	無
意見11		
<p>○ 基本的考え方及び判断基準について</p> <p>P2: 「基本的な考え方」に、脱炭素に向けて新しい価値の内容を具体的に以下追記することを要望、</p> <p>「新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果だけではなく、グリーン社会の実現に向けた事業者の取組が国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の究極目的にかなう行為である為、明らかに競争促進効果が認められない場合であっても脱炭素が優先される場合があること」</p>	<p>○ 上記のとおり。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>判断基準:「脱炭素という新しい価値と競争制限的効果と利益衡量を行う」ことも判断基準の一つとして追加を要望するとともに、更なる判断基準の具体化を要望。</p> <p>(意見)⇒温暖化の影響を踏まえた脱炭素価値及びそれに伴うエネルギーセキュリティを確保する必要性も踏まえ、人類に課せられた課題との認識の下脱炭素価値は最大限尊重をお願いしたい。</p> <p>また、脱炭素価値に関して、競争政策上どのような価値判断をするのか明確でなく、企業では評価が困難であり、特に脱炭素はスピードやスケールの観点から石油コンビナート一体として進めるのが効果的であり、コンビナート内では競合他社等との連携も見込まれるところ、そのような連携を迅速に認めるための判断基準を明確化する必要がある。</p> <p>また、今後も継続して脱炭素価値を競争政策上どのような位置づけにするべきか具体的な脱炭素の動向も踏まえ継続的に検討をお願いしたい。また、国際的な標準についても日本での取組みも考慮頂き、広く議論をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見12		
<p>○ 「情報遮断措置」(P2ほか)に関しては具体的に追記いただいたが、GXの分野では事業者の人的リソース(担当できる知見のある者)が非常に限定的であり、一人の担当者が複数プロジェクトに従事する場合があるほか、従来の単純出資等の取組とは異なり、GXの取組は技術部門や販売部門、コーポレート部門なども含め非常に広範な部門が連携しながら対応を進める必要があることから、「情報遮断措置」の解釈によっては、実運用として情報遮断措置の組成が困難となることを危惧している。</p> <p>これらを考慮し、情報遮断措置は限定的な対応で足りる場合もあることが事業者側でも判断できるよう、今後発生する具体的な案件に応じ、想定例を継続的に追加していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、今後、事業者の負担がより軽い形で、実効的な情報遮断措置が採られたと認められる相談事例等が得られた場合には、本考え方の想定例として追加することを検討します。</p> <p>また、このような相談事例等を得るためにも、引き続き、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談に対応してまいります。</p>	無
意見13		
<p>○ P3:“様々な追加的な検討要素”に対して、具体的な事例(情報遮断措置等)の追記を要望</p>	<p>○ 上記のとおり。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>(意見) ⇒情報遮断措置等の具体的追記がされ、独占禁止法上問題ないと判断し得る事例についてより明確にされたが、一方で、特に“情報遮断措置”はグリーン化検討のように技術的にも多様、かつ対象範囲が不明確な場合が少なくない分野において、実運用上はその組成が非常に難しい場合が多く、却ってグリーン化検討促進の障害になる可能性も否定できない。実用的に運用できるよう事業者の人的リソース（扱える知見ある者が限定的）を考慮して、今後発生する具体的案件に応じて情報遮断措置はできるだけ限定的な対応にできるよう例示を増やしていくことが必要。</p> <p>(意見) ⇒“事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には”が追記されましたが、事業者からの説明が義務付けられたとも捉えられるため、本件の追記を行う場合には、事前相談制度等を、スピーディーでかつ、事業者にとって使い易い仕組みとなることが必要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
<b>意見14</b>		
<p>○ 2頁最終行に「競争制限効果の解消」とありますが、直前に記載があるように、競争促進効果と競争制限効果の並存の場合にも問題とならない場合があります。13頁に追加された部分の最初のパラグラフの記載からしてもそのように思われます。また周南コンビナートの事案も完全な解消に至っていないものの、その影響が少ない（競争の実質制限には至っていない）場合に問題なしとの結論に至っているように思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御指摘については、情報遮断措置が採られれば、競争制限効果は解消するものと考えております。</p>	無
<b>意見15</b>		
<p>○ 2頁 注10の「当該情報に係る商品の製造又は販売に直接従事する者等」の末尾の「等」には何が含まれることを想定しているかご教示いただけるとありがたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 例えば、管理部門に関与しつつ、営業部門を統括する副社長のような役職者を想定しております。</p>	無
<b>意見16</b>		
<p>○ P3：“様々な追加的な検討要素”に、「脱炭素市場の形成促進」の追記を要望</p>	<p>○ 御指摘については、本考え方2頁の脚注4に、「競争促進効果」とは、事業者等による取</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>(意見) ⇒脱炭素関連については、新たな市場を形成していく側面があり、その点においては競争促進効果があると考えられることから①の要素を検討要素に加えて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。」と記載しており、「脱炭素市場の形成促進」を競争促進効果と捉え、検討の際に考慮し得ることは、明確であると考えます。</p>	
<b>意見17</b>		
<p>○ 2頁下から2行目から3頁にかけて続く挿入箇所の後半に、「これらについて『事業者等からの説明がなされ』、競争制限効果が解消されている(解消されていることの記載については前述のとおり) こと等が『事実と認められる場合』と相談における事業者の立証が前提となっていますが、(実務としての相談を想定することは否定しないものの) ガイドラインは相談を前提としない企業の判断の参考のために用いられるものであることからすれば、問題の立証責任が公正取引委員会にあること、説明をしない場合の検討があること、に鑑み記載を変更する必要があるように思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御指摘の「事実と認められる場合」とは、「競争制限効果が解消されていること等」が真正な主張であることを示すのみであり、立証責任が事業者等にあることを示すものではありません。また、本考え方13頁では、「こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。」の内容を具体的に記載しており、事業者等の判断の参考に資するものと考えております。</p>	無
<b>意見18</b>		
<p>○ (該当箇所: はじめに 2 基本的考え方など)</p> <p>共同設備廃棄に関しまして、オレフィンを例に採ると、プロピレンはプロピレンそのものが日本に輸入されており、ぜひ海外からの輸入圧力を考慮していただきたいと考えます。他方で、エチレンは冷凍設備を要するなどの運搬面で制約等があり、エチレンそのものの海外からの輸入圧力が強いとは必ずしも言えませんが、ポリエチレン等の誘導品の形で輸入圧力を受けているのが実情です。製品の特性を踏まえる形で、「競争圧力」が実質的に及ぶ範囲を考慮していただくと、より実態に即したガイドラインになると考えられますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘の「競争圧力」については、輸入圧力のみならず、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力など、商品や役務の取引される市場ごとに、その実態を踏まえ、様々な競争圧力の影響を検討する必要があります。この点に関する一般的な考え方については、企業結合に関する記載のほか、今回の改定により、共同の設備廃棄等の共同の取組に関しても本考え方13頁に詳細な記載を追加しており、十分に明確であると考えます。また、個別の案件については、市場の実態を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	無
<b>意見19</b>		
<p>○ 「海外からの輸入圧力や需要者からの競争圧力」を勘案した点はいいです</p>	<p>○ 本考え方は、事業者等のグリーン社会の実現</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>が、脱炭素という美名さえつけば、通常なら独禁法に抵触するようなことを認めることには反対です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>に向けた取組を後押しすることを目的として、そうした取組についての独占禁止法上の考え方を明確化するものです。そのため、「脱炭素という美名さえつけば、通常なら独禁法に抵触するようなことを認める」ものではありません。例えば、事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合、それがグリーン社会の実現を目的とするものであったとしても、その目的のみにより正当化されることはなく、原則として独占禁止法上問題となるとしています（10頁）。また、本考え方に記載のとおり（4頁）、当委員会は、独占禁止法に違反する行為については、厳正に対処してまいります。</p>	<p>修正の有無</p>
意見20		
<p>○ P4：「規制及び制度、」に加え、「市場形成」の追記を要望（意見）⇒①のとおり、脱炭素関連については、新たな市場を形成していく側面があることから③の要素を検討要素に加えて頂きたく考えている。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘については、本考え方4頁に「規制及び制度、市場構造並びに技術動向等」と記載しており、「市場形成」を検討の際に考慮し得ることは、明確であると考えます。</p>	<p>無</p>
意見21		
<p>○ （該当箇所：はじめに「4 今後の対応」）</p> <p>関係省庁からの情報提供に関して、経済産業省、環境省、消費者庁などの関係省庁間で意見が分かれる場合が想定されます。関係省庁の意見が事業会社に知られることなく公正取引委員会に提供される場合、当事者に開示され、意見を申し述べる機会をぜひ付与していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 本考え方4頁に「また、事業者等は、グリーン社会の実現に向けて、短期及び中長期にわたって、規制及び制度、市場構造並びに技術動向等の国際的な競争環境の前提の変化に対応していく必要がある。このため、事業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公正取引委員会は、</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
	<p>これらを踏まえた判断を行う。特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公正取引委員会は、これに依拠して判断を行う。」と記載しているとおり、関係省庁からの情報提供は、事業者等の主張を補完するために行われるものと位置付けており、通常、一つの案件については一つの関係省庁が情報提供を行うと想定されるところ、仮に、複数の関係省庁が情報提供を行い、その内容が相違した場合、それらの関係省庁間で調整が行われるものと考えます。</p>	
意見22		
<p>○ 4頁下から6行目の注14の直後の「規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合」について、(ガイドラインはこのような記載以外には選択肢があまりないことも理解しつつ) その手続きについてのガイドがあると分かりやすいと思いました。いくつかの方法があることや、各省庁も方法を検討している各省庁も方法に検討していることも承知していますが、共同行為の競争制限効果を意識して相談せずには諦める事業者をターゲットにするとすれば、どのように各省庁からのサポートが受けることができるのかというガイドがあるとなおよいように感じました。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 温室効果ガス削減は、政府全体の目標であり、関係省庁も、様々な施策を進めています。これまで事業者等と意見交換を行ったところ、事業者等は、当委員会のみならず、それら関係省庁にも相談する機会が様々にあると考えますが、事業者等の取組の進展状況、相談事例の蓄積状況を踏まえ、課題の一つとして検討します。</p>	無
意見23		
<p>○ 改定案4頁には、「特に、脱炭素の効果については、関係省庁からの情報提供がなされた場合、公正取引委員会は、これに依拠して判断を行う」との記述がある。また、75頁の脚注126においても、同様の記述が見られる。</p> <p>脱炭素の効果それ自体の算定は競争当局の能力・役割を超えることから、政府全体で連携したとの考え方も成り立つかもしれないが、「依拠して」とまで踏み込むことは独立行政委員会である公正取引委員会の独立した判断を確保する趣旨(独占禁止法28条等参照)から重大な懸念がある。言うまでもなく、公正取引委員会の独立性は、独占禁止法の公平かつ中立的な運用のため</p>	<p>○ 脱炭素の効果については、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされることは、当委員会が必要な判断を行うためには有益であると考えます。また、脱炭素の効果については、その算定方法について専門的な知見を有する関係省庁の情報提供に依拠して判断を行うことが適当であると考えます。脱炭素効果は様々な判断要素の一つであり、このこと</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>めに不可欠の保障であり、独占禁止法の解釈・運用はすべて公正取引委員会の任務なのであるから、基本的には関係省庁からの情報提供を参考に（または尊重）して判断を行う、という程度に修正するが適当なのではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>により、公正取引委員会の委員長及び委員の職権行使の独立性が害されることはないと考えます。</p>	
意見24		
<p>○ 4)「4. 今後の対応」(P. 4)で記載されている通り、関係省庁間で対話を進めていただくとともに、共同輸配送を検討している業界団体等にヒヤリングをしていただき、迅速、かつ効率的な検討を後押しする考え方に見直しをしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘については、本考え方4頁の「4 今後の対応」に記載したとおり、当委員会は、競争環境の不確実性が高い中で事業者等の個別の取組が生じてくることから、今後、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、事業者等や関係省庁と対話しながら、継続的に本考え方の見直しを行ってまいります。</p>	無
意見25		
<p>○ 【提出意見1】</p> <p>対象：新旧対照表2頁「事業者等が、公正取引委員会に対して自らの取組について事前相談等を行うに際して、当該取組がグリーン社会の実現に向けたものであることの根拠や当該取組の競争促進効果としての脱炭素の効果14、規制及び制度の変化等について主張する場合や、事業者等からの説明に加えて、関係省庁からの情報提供がなされた場合には、公正取引委員会は、これらを踏まえた判断を行う。」について。</p> <p>意見：グリーン社会実現に向けた事業者の取組を後押しするため、独占禁止法の考え方をより明確にする今回の改定は良い内容であると考えます。</p> <p>事前相談の結果、脱炭素の根拠等について公正取引委員会が関係省庁の見解を伺う事がある旨明記されたことと理解する。</p> <p>現状、統一された脱炭素の効果に係る算定基準がなく、製品・素材を網羅し</p>	<p>○ 御指摘については、当委員会から関係省庁に見解を伺うことがあるというよりも、関係省庁が、当委員会に情報提供ができる旨記載したものです。</p> <p>いずれにしましても、当委員会は、関係省庁と協力しつつ、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししてまいります。</p> <p>なお、「事業者等の参考になると考えられる相談事例等については、積極的に公表を行っていく」との記載は、相談事例に対する当委員会の回答内容を公表する趣旨ですが、その際、脱炭素の効果に係る関係省庁の見解についても、事業者等の参考になると考えられる場合には、公表する可能性があると考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>た原単位が定められていない。そのため、個別具体の脱炭素の効果に関する根拠への関係省庁の見解を周知することは、グリーン社会実現に向けた事業者等の活動の更なる競争促進効果があると考え。</p> <p>「事業者等の参考になると考えられる相談事例等については、積極的に公表を行っていく」とあるが、このような個別具体の関係省庁の見解についても積極的に公表していただけるか。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>		
<b>意見26</b>		
<p>○ 【提出意見2】</p> <p>対象：新旧対照表3頁脚注14について。</p> <p>意見：算定方法は様々あるが、脱炭素の効果を測定するうえで、産業別の指針があれば示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘の脚注（本考え方4頁脚注14）については、関係省庁の協力を得て作成したのですが、今後、脱炭素の効果の算定方法として、産業別の指針が確立していく場合には、本考え方への追記を検討します。</p>	無
<b>意見27</b>		
<p>○ (1) P. 4 注14</p> <p>脱炭素の効果の算定方法について例示頂き有難い。</p> <p>例示頂いたもののほか、例えば欧州その他他国の制度による場合やインターナショナルカーボンプライシングでの設定価格についても、適否を示して頂けるとなお有難い。特に国際的な取組で外国の競争法当局との対話も必要となる場合などには、共通的な指標で関係各国と対話できれば、事業者の負担が減ると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘の脚注（本考え方4頁脚注14）の内容は、あくまで例示であり、国際的な指標を使用いただくことも可能と考えます。ただし、当該指標による算定方法の評価については、関係省庁における当該指標に対する評価の状況等も踏まえ、慎重に検討を行うこととなります。一方、事業者の負担軽減は重要な点ですので、脚注14の記載内容について、どのようなものが適当か、引き続き、検討します。</p>	無
<b>意見28</b>		
<p>○ 1) 今回の改定案「1 独占禁止法上問題とならない行為」(P. 8)において、「価格等の重要な競争手段である事項に関する情報の交換が行われないときは、通常、独占禁止法上問題とならない。」と記載され、価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、「情報遮断措置が講じら</p>	<p>○ 御指摘のとおり、「価格等の重要な競争手段である事項に関する情報の交換が行われない場合」、「情報遮断措置が講じられる場合」、本考え方13頁及び14頁に記載した事情が認められ</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>れる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。」(P. 8)と記載され、さらに、P. 13～14及び想定例14、15記載の事情が認められる場合には情報遮断措置を講じなくとも独占禁止法上問題とならない旨が記載されていることから、これらの条件を満たすのであれば共同輸配送の検討活動が「独占禁止法上問題とならない」との基本的な理解でよろしいでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>る場合には、共同輸配送の検討活動が独占禁止法上問題となることは通常ありませんが、懸念点等がある場合には、当委員会に御相談ください。</p>	
意見29		
<p>○ (2)「第1 共同の取組」記載事項の第2、第3、第4への適用関係 今回、「第1 共同の取組み」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の検討に当たり事業者間で機微な情報を交換することが、情報遮断措置が講じられれば問題とならないこと (P. 8)</li> <li>・ 需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、製造過程におけるGHG削減が明らかであれば「品質の向上と評価できる場合があること (P. 9)</li> <li>・ 競争制限効果のみをもたらす行為であっても、脱炭素のための取組であっても、より制限的でない他の代替手段がなく、P. 13に挙げられたような事情から市場に対する競争制限効果が限定的である場合には 「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じない場合があること (P. 12-13等)</li> <li>・ 同様のケースで一時的に競争制限が生じる場合であっても、共同の取組を行う事業者のその後の競争に影響がないことを前提とすれば競争制限効果が限定的であると認められることがあること (P. 13)</li> <li>・ GHG削減に資する新商品と既存商品は区別して一定の取引分野を構成し、相互に隣接市場からの競争圧力と評価され得ること (P. 13 脚注25)</li> </ul> <p>など、グリーン社会実現に向けた取組の特徴を踏まえて検討頂けることにつきかなり踏み込んで記載頂いたことは大変有意義であり、有難い。</p> <p>一方、上記各項目は、それぞれ「第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」「第3 優越的地位の濫用行為」「第4 企業結合」においても適用され得る視点であると考えられるところ、現状の構成では「第1」にのみ適用されるように解され、第2以降では必ずしも反映されていないように見受けられる。</p> <p>例)「第2」 想定例47や49では環境負荷が小さい商品を販売することによ</p>	<p>○ 御指摘の記載については、「第1 共同の取組」に関する考え方の更なる明確化として記載したものであり、「第2 取引先事業者の事業活動に対する制限及び取引先の選択」及び「第3 優越的地位の濫用行為」については、該当する章の記載内容を参照ください。</p> <p>また、「第1 共同の取組」と同様、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が問題となる「第4 企業結合」の水平型企業結合に係る記載については、基本的に、考え方に異同ありません。</p> <p>また、「はじめに」や「第2」及び「第3」における考え方の更なる明確化については、継続的に検討を行ってまいります。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>る競争促進効果は考慮されないように見受けられる、など第3にはあまり妥当しないかもしれないが、第2・第4において妥当する点があるならばそれぞれに明記頂くか、または第1ではなく「はじめに」の「基本的考え方」に記載頂く等して頂けるとよいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
意見30		
<p>○ 2) 公正取引委員会にご相談するに際しては、当該取組の目的の合理性及び手続の相当性並びに競争促進効果を定性的又は定量的な根拠に基づき主張することが求められますが(P. 6)、他方で、競争制限効果の有無を検討するにあたっては、「競争制限効果が見込まれない行為」すなわち「価格等の重要な競争手段である事項(注釈18:事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素)に影響を及ぼさない、新たな事業者の参入を制限しない、及び既存の事業者を排除しないといった要素を満たす」(P. 8)行為か否かを精査する必要があります。なかでも、「競争制限効果が見込まれない行為」すなわち「価格等の重要な競争手段である事項に影響を及ぼさない」ことの判断基準について言及がなされていないために、共同輸配送検討に必要な物流情報(発地・着地、輸送手段、輸送単位、製品名と特性、物流数量)のうち、どの範囲までの情報及びどの程度まで加工された情報が共同輸配送をともに検討する当事者に対して開示可能なか否かについての判断が困難な状況になっており、このためにデータ加工に労力が発生しています。特に、数量的に効果の大きい液体物バラ積み輸送(ローリー、タンカー等)においては一定の物流情報の交換は避けられないため、データ加工や関係者間での情報遮断スキームを検討しているものの、その最適解の発見は未だ困難を極めており、共同輸配送実現の大きな足かせとなっております。そうした状況を解消するためにも、共同輸配送検討に必要な物流情報の内、そのまま開示すれば「価格等の重要な競争手段である事項」に該当してしまうようなものであっても、どこまで加工、目隠しすれば、当該情報交換を「価格等の重要な競争手段である事項に影響を及ぼさない」と認定いただけるのか、加工の粒度や程度に関する基準や「価格等の重要な競争手段である事項に影響を及ぼ</p>	<p>○ 御指摘のような、重要な競争手段に該当すると考えられる「一定の物流情報」の交換が避けられない場合には、情報遮断措置を講じていただくか、本考え方13頁及び14頁に記載した事情が認められる必要があると考えられますが、懸念点等がある場合には、当委員会に御相談ください。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>さない」事例と認められるような具体例をお示ししていただく事はできないでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>		
意見31		
<p>○ 改定案においては、検討の結論として、文章の末尾には、「独占禁止法上問題とならないこともある」「可能性がある」「として評価できることがある」といった表現が見られる。これらの表現の使い分けの基準や意義が必ずしも明らかではないように思われる。また、これらの表現が用いられる頻度がやや多いようにも思われ、今後の運用において事業者等のカーボンニュートラルの実現に向けた取組は適法であるという形で結論先にありきとならないかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 本考え方は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押しすることを目的として策定したものであるため、改定では、独占禁止法上問題なく実施可能な取組や場合についての記載を追加しています。他方、名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法に違反する行為については、厳正に対処してまいります。</p>	無
意見32		
<p>○ 「価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換」について 8頁 「1 独占禁止法上問題とならない行為」として、「価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。」とされた点について、グリーン社会実現に向けた取組みにおいては重要な競争手段である事項に関する情報交換を行う必要のある状況も想定される状況において、取組みの推進に向けての懸念がひとつ取り除かれた点は評価するところである。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 今後とも、本考え方の見直しを通じて、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組に関する懸念を払しょくしていけるよう努めてまいります。</p>	無
意見33		
<p>○ 「想定例5 情報発信②【解説】」（9ページ）では、「製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合には、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できることがある。」とある。</p> <p>しかし、「製造過程の転換によって温室効果ガス排出量を大幅に削減できることが明らかである場合」には、ユーザーにとってカーボンフットプリント（CFP：Carbon Footprint of Products）が大幅に低下することが大きな価値となるため、「品質の向上と評価できる」と修正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、「需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できることがある。」を「競争促進効果が認められるので、需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できる。」に修文します。</p>	有

意見の概要	考え方	修正の有無
意見34		
<p>○ 9頁の想定例5について、政府規制がない場合に、事業者の判断で温室効果ガス排出量を大幅に削減できることを事業者が独自に消費者の価値と考え（そのこと自体が単独の判断であれば尊重されるべきであるものの）、上昇するコストを販売価格へ転嫁することについて需要者の理解を得るために他の事業者と共同して窮状を訴えるのを正当化することは、独禁法の消費者保護の精神に反するのではないのでしょうか。解説に「需要者にとって使用上の価値に直接の変化がない場合であっても、品質の向上と評価できることがある。」とありますが、その価値の有無を判断するのは消費者であるのが原則で、政府規制がない場合、とりわけその理由が規制を設けるのが適切でないと判断してあえて規制していない場合（←これは場面によって異なります）に企業の判断でその選択を奪うことは適切ではないのではないのでしょうか。</p> <p>この事例にX、Y、Z以外の競争者がいるかどうかの記載はありませんが、この事例の解説と12頁の想定例12の解説（11頁から続くもの）において後半に付記された、「より競争制限的でない他の代替手段がない場合、3社のほかに有力な競争者が存在する、又は、海外からの輸入による競争圧力がある等のために市場に対する競争制限効果が限定的である」等の検討を経て初めて問題なしとの判断に至るとの説明との整合性も疑問です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御指摘の想定例は、製造販売業者が製造過程の転換に伴う製造に係るコストの大幅な増加、ひいては商品価格の引上げの必要性を、商品価格の引上げの決定行為を伴わずに、消費者に訴える行為を想定していますが、そのような行為は、価格等の重要な競争手段を制限しないため、独占禁止法上問題なく実施することができるかと考えております。</p> <p>一方、12頁の想定例12は、「既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を決定」、すなわち、生産数量という重要な競争手段を決定していますので、「より競争制限的でない他の代替手段がない場合、3社のほかに有力な競争者が存在する、又は、海外からの輸入による競争圧力がある等のために市場に対する競争制限効果が限定的である」等の検討が必要となるものです（本考え方13頁参照）。</p>	無
意見35		
<p>○ 【提出意見3】</p> <p>対象：新旧対照表4～5頁新設の項目（想定例5 情報発信②）について。</p> <p>意見：新設の「想定例5 情報発信②」において、「需要者の理解を得るために行う、製造に係るコストの大幅な上昇を需要者や生活者に周知し、事業者の窮状や現状を訴える内容の共同での情報発信は、その内容が、価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為ではない場合、独占禁止法上問題なく実施することができる。」旨明記いただいた点、事業者の対応を明確にさせていただきよい記載だと考える。</p>	<p>○ 御指摘の想定例は、製造販売業者が製造過程の転換に伴う製造に係るコストの大幅な増加、ひいては商品価格の引上げの必要性を、商品価格の引上げの決定行為を伴わずに、消費者に訴える行為を想定しています。</p> <p>今後、サプライチェーン全体の中で、卸売業者や小売業者の行為についても、十分な脱炭素の効果が得られると認められるような事例が生じた場合には、本考え方への追記を検討します。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>本考え方の趣旨としては、事業者間での公正な競争が促進されることであるため、主として製造事業者の取組について記載があると理解している。</p> <p>一方で、新設記載にあるとおり、グリーン社会実現のためには、技術開発等に伴うコストの上昇を需要者にご理解いただく必要がある。</p> <p>そこで、生活者との接点がある販売・小売り事業者の対応についても同様の想定例や具体的な指針を示していただければ、商流全体を通してのよりよい対応が可能になると考える。</p> <p>加えて、国策としてのグリーン社会実現のために、今後、適正な競争の結果販売価格が上昇することは製品、業種を問わず広く発生すると考えられる。</p> <p>グリーン社会実現にあたって、様々なコストがかかることを広く生活者を含めた需要者全体に理解いただき協力を得られることは、不当な廉売等の競争阻害要因発生リスクを低減できるものと考ええる。</p> <p>一方で、グリーン社会を実現するためには、現状のような事業者主体の情報発信だけでは、生活者を含めた需要者全体に対して十分かつ効果的な情報発信ができず、結果として需要者全体の認識が追い付かない状況となってしまうことに強い懸念と課題を感じている。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>		
意見36		
<p>○ 「情報遮断措置」の具体的な要件について</p> <p>「情報遮断措置」(旧版25頁6行目等)の具体的内容が「対象となる情報に応じて当該情報に係る商品の製造又は販売に直接従事する者等から当該情報を遮断する措置のこと。」と示されたこと(2頁脚注10)、想定例8(10頁)が設けられ情報遮断措置のための特別チームの運用についてある程度具体的に示されたことは大きな前進であると感じている。</p> <p>他方で、特別チームの構成や意思決定のために情報への接触が許容される範囲等については、もう少し踏み込んだ内容を示すことを求める。具体的には、1. 特別チームと(営業部門以外の)現業の部署との兼務の可否や2.</p>	<p>○ 左記1については、情報遮断措置の対象商品の価格、販売数量等の重要な競争手段に係る事項の意思決定に関与しない部署であれば、特別チームとの兼務も可能と考えられるところ、その点は、脚注10(2頁)や想定例8(10頁)から明らかと考えます。</p> <p>左記2については、特別チーム又は営業部門において入手した情報が陳腐化した後であれば、異動は可能と考えますが、情報が陳腐化し、</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>特別チームと営業部門との間の人材の異動の可否、3.(意思決定に必要な者でありかつ)営業部門も所管している役員が加工された情報の共有を受けることの可否等についての記載を求める。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>異動が可能となる期間は、商品によりまちまちといえるため、本考え方に一律に記載することは困難と考えます。</p> <p>左記3については、想定例8に記載のとおり、①当該役員が意思決定に必要であり、②対象商品の製造販売に関する協調的な行動が行われなかったために、情報の目的外利用を禁止するなど十分な措置を採られる場合には、営業部門も所管している役員は、特別チームからの情報遮断措置の対象であるものの、個別の事業者が提供した情報が分からないよう加工された情報の共有を受けることは可能であると示していることから、明らかと考えます。</p>	
<b>意見37</b>		
<p>○ P8: 独占禁止法上問題とならない行為の具体的な事例(情報遮断措置等)の追記</p> <p>情報遮断措置についても具体的に言及頂いていますが、できるだけ遮断が生じる範囲は限定的な範囲で設定すること及び例示の追加のご検討をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 情報遮断措置については、本考え方2頁の脚注10で「対象となる情報に応じて当該情報に係る商品の製造又は販売に直接従事する者等から当該情報を遮断する措置のこと。」と、その内容を示しておりますが、具体的な事例における判断については、個別の状況を踏まえ、適切に行ってまいります。例示の追記については、事例の蓄積等を踏まえ、検討してまいります。</p>	無
<b>意見38</b>		
<p>○ P9: 想定例”情報発信②“の追記</p> <p>(意見)⇒“価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為ではない場合“の判断が難しいため、本件の追記を行う場合には、事前相談制度等を、スピーディーでかつ、事業者にとって使い易い仕組みなることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 「価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為ではない場合」とは、競争者間で価格の決定等の共同行為を行わず、情報発信のみを行う場合であり、その判断は、必ずしも難しいものではないと考えますが、事業者自身が判断が難しいと考える場合には、引き続き、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談に対応してまいります。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
意見39		
<p>○ 脱炭素の効果と競争促進効果がどのような関係に立つのかが不明瞭である。温室効果ガス排出量を大幅に削減することそのものを正当化事由（ないし競争促進効果）として考慮するとの趣旨なのか、それとも改定案9頁の想定例5の解説が示唆するように、環境にやさしい商品の供給は検討対象市場において品質競争などを改善・促進することになるとの趣旨なのかを今後の運用を通して明らかにしていくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 本考え方4頁に「競争促進効果としての脱炭素の効果」と記載のとおり、事業者から競争促進効果としての脱炭素の効果について主張があった場合には、それも踏まえて判断を行い得ると考えています。具体的な判断については、今後の相談事例等における運用を通して明らかにしていきたいと考えます。</p>	無
意見40		
<p>○ P10: 想定例” 情報遮断措置を講じた情報交換 “の追記  (意見) ⇒ “情報遮断措置を講じた情報交換” 事例が追記されたが、却って事業者側に “情報遮断措置を講じた情報交換” が必要（もしくは組成をすればすべて問題ない）と捉えられることを懸念しており、これにより、“情報遮断措置” が初期段階（可能性検討段階）の案件も含めて多くの案件に適用することを事業者側が判断し、人的リソースの課題から円滑、活発な事業者同士の情報交換を妨げることも想定される。これら情報遮断措置は必要最低限の範囲を対象としていることを今後の状況を踏まえて修正していくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘については、情報遮断措置を採ることが困難な情報交換については、本考え方13頁で、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められる場合には、独占禁止法上問題とならない。」と明記しています。</p> <p>また、事業者等の具体的な御懸念については、積極的に相談に対応してまいります。</p>	無
意見41		
<p>○ P11～P15: 設備の廃棄等検討の扱いについて追記  (意見) ⇒ 独占禁止法上問題ないと判断し得る要件をより具体的に示されており、事業者がすべき判断・行為がより明確にされたと理解。一方、問題ないと判断することは事業者側ではできないため、事前相談制度等について、スピーディーでかつ、事業者にとって使い易い仕組みになることが重要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、引き続き、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談に対応してまいります。</p>	無
意見42		
<p>○ P11: 想定例12（生産設備の共同廃棄①）に関する記載の修正  (意見) ⇒ 「重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定する場合であっても、脱炭素のための設備更新のために必要な廃棄であって、</p>	<p>○ 脱炭素の効果については、本考え方4頁記載のとおり、事業者から競争促進効果としての脱炭素の効果について主張があった場合には、そ</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>より競争制限的でない他の代替手段がない場合、3社のほかに有力な競争事業者が存在する～等のために市場に対する競争制限効果が限定的であるものについては、各種要素を総合的に考慮して検討した結果、『一定の取引分野における競争の実質的制限』を生じないと認められ独占禁止法上問題とならないこともある」との記載のうち、「3社のほかに有力な競争事業者が存在する等のために市場に対する競争制限効果が限定的であるものについては」との記載の削除をお願い致したい。</p> <p>有力な競争事業者の存在が認められない、その他競争制限効果が限定的とはいえない場合にもグリーン化のためには共同廃棄が必要な場面が想定されるが、そうした場合であっても、脱炭素を含む公益の程度次第では許容される場合がある。実際、競争制限効果を上回る競争促進効果が認められない場合であっても、公益に資する場合に協調が認められ得ることは、東日本大震災後の事業者間の一定の協調が許容されたように、貴委員会におかれてもこれまで認めてきたところと認識している。また、オランダをはじめとする他の法域においては、競争制限効果が限定的とはいえず、競争促進効果が十分に認められない場合であっても、グリーン化に資する程度が競争制限効果を上回る場合には協調が許容されることを明示し、実際にかかる規範に沿って協調を許容する例が複数生じており、その結果、我が国に比べてグリーン化の取り組みが先行しているものと認識している。共同廃棄はじめグリーン化に向けた取り組みが許容される例を限定することは、我が国産業の国際競争力を低下させ、もって国民経済の健全な発展を阻害しかねないものであり、是非検討をお願い致したい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>れも踏まえて判断を行うことを示しています。また、御指摘の本考え方11頁想定例12については、本考え方13頁の①から⑤までの考慮要素を例示して紹介するための記載であり、例示としてお示しする上では、考慮要素を複数記載した方が適当であると考えます。</p> <p>なお、グリーン社会の実現に向けた取組の状況と、東日本大震災直後の状況とでは状況が異なり、「東日本大震災に関連するQ&amp;A」においても、「一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。」と記載しているところです。</p> <p>(参考)  <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinga.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinga.html</a></p> <p>また、海外競争当局との意見交換を踏まえれば、オランダを含むEUや英国の競争法と我が国の独占禁止法については、法的な枠組みに違いはあるものの、基本的に、その規制水準に異同はないと考えております。</p>	<p>修正の有無</p>
意見43		
<p>○ P12の想定例12の記載（追記部分）に関し、有力な競争事業者の存在が認められない（合計市場シェアが高い）、その他競争制限効果が限定的とは言えない場合にも、土地等のリソースの不足や、コンビナートで設備が一体的に運営されている等の事情により、グリーン化のためには共同廃棄が必要な場面が想定される。そうした場合であっても、脱炭素を含む公益の程度が競争制限効果に勝る場合許容されるべきであり、追記部分のうち「3社のほかに有力な競争事業者が存在する等のために市場に対する競争制限効果が限定</p>	<p>○ 脱炭素の効果については、本考え方4頁記載のとおり、事業者から競争促進効果としての脱炭素の効果について主張があった場合には、それも踏まえて判断を行うことを示しています。</p> <p>また、御指摘の本考え方11頁想定例12については、本考え方13頁の①から⑤までの考慮要素を例示して紹介するための記載であり、例示と</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>的であるものについては」との記載は削除することが適当と考える。 【事業者団体】</p>	<p>してお示しする上では、考慮要素を複数記載した方が適当であると考えます。</p>	
意見44		
<p>○ 情報交換については、共同の取り組みや企業結合等の具体的内容を検討する前段階で実施する必要があることが多く、公正取引委員会の公式の事前相談制度を活用することが難しい場合が想定される。公正取引委員会は、一般相談により情報交換の可否を判断できることを74～75ページに明記したうえで、周知すべきである。</p> <p>この観点から、「共同の取組」で挙げられている「想定例 14 競争者との情報交換①【解説】」（12ページ）の「ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある場合が多いため、脱炭素のための共同の取組として重要な競争手段である事項について制限する行為を計画するときには、特に、公正取引委員会への相談を活用することが望ましい。」という箇所においても、公正取引委員会は一般相談により情報交換の可否について判断できることを追記すべきである。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘の点については、本考え方8頁の追記部分において、「また、事業者等が共同の取組を検討するに当たって、相互に事業活動等に関する情報を交換することが必要になる場合がある。この場合において、価格等の重要な競争手段である事項に関する情報の交換が行われないときは、通常、独占禁止法上問題とならない。さらに、価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。」と記載しているとおり、共同の取組や企業結合等の具体的内容を検討する前段階で実施される情報交換も、事前相談制度による相談又は一般相談により、当委員会に相談いただける対象であることは、明確であると考えます。</p> <p>一方、本考え方13頁の「ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある場合が多いため、脱炭素のための共同の取組として重要な競争手段である事項について制限する行為を計画するときには、特に、公正取引委員会への相談を活用することが望ましい。」との箇所については、御指摘を踏まえ、「重要な競争手段である事項について制限する行為」を「重要な競争手段である事項についての情報交換や、それらを制限する行為」に修文いたします。</p>	有
意見45		
<p>○ (2) 情報遮断措置に関連する論点 改定案12頁の想定例14では、新しい生産設備の導入にあたって、情報遮断</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、運用においては十分慎重に検討してまいります。また、情報遮断措置の設</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>措置なしで生産数量や販売価格について情報交換を行う場合でも、一定の条件付きながら違反にならない場合があるとしている。これは、際どい一線を超える場合があるのではないかと懸念があり、今後の運用においては十分慎重に検討するべきである。特に、改定案では「脱炭素のための設備更新、技術開発等のために必要な共同の取組」に限定してはいるものの、このような考え方が価格カルテルなどのハードコア・カルテルの事案にも波及し、カルテル規制の全体的なエンフォースメントが低調になることを避けるべきである。</p> <p>次に、改定案8頁では、「価格等の重要な競争手段である事項に関する情報交換であっても、情報遮断措置が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない」とされている。これは、限定的に読むこともできるが、拡張的に読むこともできるという点で誤解を招くおそれがある。改定案31頁の想定例36などでも、情報遮断措置さえ講じれば十分なのかと受け取られかねず、今後の運用では実効性の担保された情報遮断措置の設計を求めていく必要がある。</p> <p>また、改定案2頁の脚注10には情報遮断措置の定義が設けられているが、情報遮断措置には簡素なものから頑健なものまで多様な手段があり、実効性が担保されているかは慎重に判断するべきである。改定案10頁の想定例8には情報遮断措置の内容が具体的に記述されているが、これで「十分な措置」であり実効性が確保されているかなど、情報遮断措置の設計にあたっての留意事項も今後は明らかにしていくことが望ましいであろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>計に当たっての留意事項の明確化については、御指摘のとおり、情報遮断措置には多様な手段があり、一般的な考え方をお示しすることは困難ですが、今後の相談事例等を踏まえ、更なる明確化を検討してまいります。</p>	<p>修正の有無</p>
意見46		
<p>○ P13 において、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められるか否かについての主な考慮要素が明示されたが、数値基準等は示されていない中で、事業者側のみで「独占禁止法上の問題なし」と判断することが実質的に難しいケースも発生し得る。</p> <p>事前相談制度等について、公正取引委員会としての人員増強を含む相談体制の強化や、柔軟に事業者からの相談に応じる旨の周知等を継続的に実施することにより、事業者が相談に赴きやすい環境整備を図ることが重要である。また、事業者側が示すべき主張とその根拠を可能な限り簡便化すること</p>	<p>○ 御指摘のとおり、事前相談制度等については、当委員会としての人員増強を含む相談体制の強化に努めるとともに、柔軟に事業者からの相談に応じる旨の周知等を継続的に実施してまいります。</p> <p>また、不断の改善については相談対応に限らず実施しています。</p>	<p>無</p>

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>等を含め、スピーディーかつ事業者にとって使いやすい仕組みとすることが肝要であり、今後事業者の意見も取り入れつつ不断の改善を実施していく旨をガイドラインにも明記いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>		
意見47		
<p>○ 13頁の冒頭「一方」で始まるパラグラフの反対解釈からすると、競争制限を目的とする（直接の目的としなくても競争者数の減少を伴う企業結合、あるいは他社に先駆けて炭素排出量を減少させる新技術でコストのかかるものを投入すると、需要者が炭素排出量が多いが低価格の商品に流れるため、炭素排出量に関する競う競争が減少することを目的として共同行為を行うことなどの場合には、直ちに独禁法上問題になると判断されるのでしょうか。「競争制限を目的としない」の記載は削除するか、あえて記載するとすれば同パラグラフの最後の「、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められ独占禁止法上問題とならないこともある（詳細は後記本文参照）。」の判断材料の一つとしてではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 第1の「2 独占禁止法上問題となる行為」で示している基本的な考え方は、①価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為、②新たな事業者の参入を制限する行為、③既存の事業者を排除する行為、のいずれかの行為に該当する場合、それがグリーン社会の実現を目的とするものであったとしても、その目的のみにより正当化されることはなく、原則として、独占禁止法上問題となるものです。これに対し、13頁の冒頭は、上記の場合の例外として問題とならない場合を記載したものであり、その条件として「競争制限を目的としない」ものであることが必要であることを記載したものです。</p>	無
意見48		
<p>○ 改定案13頁の脚注23では、「より競争制限的でない他の代替的手段がない取組」の定義が示されているが、LRA基準は、言葉の上では一義的に見えるものの、実際に運用しようとする、厳しくも緩くもなり得る（幅があり得る）ことに留意する必要がある。改定案では、「当該取組に参加する事業者の現実の事業条件を前提」として「コストや人員等の要素を踏まえて実際に採り得る」代替的手段とされて緩やかな解釈の余地を残しているようにも見えるが、今後の運用において緩やかなLRAの認容ばかりが志向されないかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、運用においては十分慎重に検討してまいります。</p>	無
意見49		
<p>○ 改定案13頁で挙げられている5つの判断要素は、例えば、市場シェアが小</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、運用においては十分慎重に</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>さい、有力な競争者が存在するといった形である程度の幅のある概念となっている。従来から問題とされてきた有効な牽制力ある競争者という考え方においては、価格引上げに対して増産する十分な能力とインセンティブを持つ競争者を想定するべきであると指摘されていることに留意する必要がある。また、改定案12頁の想定例14の「競争制限効果が限定的」、改定案67-68頁の想定例78の「隣接市場からの競争圧力が強く働いている」もやや表現が強いきらいがあり、今後の運用においては慎重に検討していくことが求められる。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>検討してまいります。</p>	
意見50		
<p>○ まずは、当改定案の内容についてですが、“情報交換”の観点では、「情報遮断措置が講じられた場合」(P8)を明示頂きました。また、“電動化進行等に伴う企業間の再編”の観点では、「総合的に考慮する観点(5点)」(P13)を整理・明確化頂き、加えて、「近い将来や中長期的にみて市場変化した場合の競争圧力が認められる場合」(P68)を織り込んで頂く等、改めて感謝申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 当委員会は、競争環境の不確実性が高い中で事業者等の個別の取組が生じてくることから、今後、市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、事業者等や関係省庁と対話しながら、継続的に本考え方の見直しを行ってまいります。</p>	無
意見51		
<p>○ (5) 情報遮断措置が不要なケースについて</p> <p>「(令和6年2月15日)石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為に係る相談事例について」によると、当該取り組みは、当事会社4社が周南コンビナートで製造する製品のコストに影響するものであり、製品の中には競合するものもある旨が述べられている(なお、他の有力な競争事業者の存在、需要者から競争圧力等により、競争制限効果は認められないとされている)。また、当事会社のプレスリリースによると、当該事案における共同検討に関し、「カーボンニュートラルという新しい分野への開かれた議論を推進するため、特別な情報遮断処置(クリーンチームの組成等)は必要ない」旨の見解が公正取引委員会より示されたとされている。</p> <p>上記相談事例のように競合する製品も含まれる検討であっても、情報遮断措置も不要と判断されるのはどのような場合か、本考え方において、満たす</p>	<p>○ 本考え方の13頁のとおり、「競争制限を目的としない、脱炭素のための設備更新、技術開発等のために必要な共同の取組であって、それらを実現するためにより競争制限的でない他の代替手段がないもの」については、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じるか否かを判断する上で、①～⑤の考慮要素が認められる場合には、情報遮断措置が採られなくとも、独占禁止法上問題とならない場合があると考えられ、その旨は、本考え方において明らかであると考えます。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
べき条件や考え方等を示していただけると有難い。 【個人】		
<b>意見52</b>		
○ 14頁の想定例15について、X、Y、Z間では価格情報を含む機微情報を交換してもよいということでしょうか。 【個人】	○ 温室効果ガス削減のための取組として必要性があれば、生産数量等の重要な競争手段である事項を情報交換の対象とすることは可能と考えますが、価格に関しては、通常必要性は認められないと考えます。	無
<b>意見53</b>		
○ 同じく14頁の想定例15について、X、Y、Z間で共同生産を行えば、V及びWが情報交換を行う、あるいはV及びWも順次又は同時にX、Y、Zの仲間に入りたい（例えば自主基準を作成したいという提案もありうる）との動きになることは十分ありえますが、それはX、Y、Zの共同生産を問題なしと判断した前提条件が崩れるので許されないということになるのでしょうか。そうするとX、Y、Zの「早い者勝ち」になってV及びWが競争に敗れて淘汰され、結局X、Y、Zの共同生産のみが残るといった事態も考えられます（逆にV及びWが先に同じことをすれば、X、Y、Zの共同生産は許されないとの結論もあり得ます）。この事例で、X、Y、ZやV及びWの属性や市場構造を問わず「問題とならない」と結論付けるのには疑問があります。（自主判断で相談にすら来ずに断念する事業者に対する相談推奨の意味合いで記載していることは理解していますが） 【個人】	○ 御指摘の想定例については、V及びWは「有力な競争者」ですので、市場構造を考慮に入れた内容となっております。 また、「V及びWがX、Y、Zの仲間に入りたい」、「V及びWが競争に敗れて淘汰され、結局X、Y、Zの共同生産のみが残る」といった事態は、想定はされるものの、本想定例には、そのような事態までは含まれておりません。	無
<b>意見54</b>		
○ （該当箇所：想定例16 生産設備の共同廃棄②） 【改定案本文】 商品Aの製造販売業者Xは、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガス削減を目的として、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することを検討していた。Xは、様々な方策を検討したが、商品Aの製造販売業者Y及びZと共同して生産設備の転換を行うことが温室効果ガスの実効的削減に必要と判断したところ、より競争制限的でない他の代替手段がないことから、Y及びZと相互に連絡を取り合い、	○ 御理解のとおり、本考え方はカーボンニュートラルの実現に向けた取組を後押しすることを目的としたものです。実際の企業活動としては、経済安全保障や様々な持続可能な開発目標（SDGs）なども踏まえた取組を実施する場合もあるかと思われませんが、こうした場合に関しては、総論の「2 基本的考え方」末尾の記載や脚注の記載を参照ください。	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を共同して決定した。</p> <p>しかし、商品Aの製造販売業者には3社の他に有力な競争事業者であるV及びWが存在し、かつ、商品Aの海外からの輸入の競争圧力が強いいため、3社の生産設備の共同廃棄により、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるとは認められない。</p> <p>【改定案の修正提案】</p> <p>商品Aの製造販売業者Xは、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガス削減や生産安定化を含む国内事業継続を目的として、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することを検討していた。Xは、様々な方策を検討したが、商品Aの製造販売業者Y及びZと共同して生産設備の転換を行うことが温室効果ガスの実効的削減と生産安定化を含む国内事業継続に必要と判断したところ、より競争制限的でない他の代替手段がないことから、Y及びZと相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を共同して決定した。</p> <p>しかし、商品Aの製造販売業者には3社の他に有力な競争事業者であるV及びWが存在し、もしくは、商品Aの海外からの輸入の競争圧力が強いいため、3社の生産設備の共同廃棄により、一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるとは認められない。</p> <p>下線を引いた文言の追加、変更を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンガイドラインはカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを後押しするものと理解していますが、経済安全保障の観点も考慮していただけると、より実態に即したガイドラインになると考えられますが、いかがでしょうか。</li> <li>・「かつ」とされている改定案は、有力な競争事業者の存在と海外からの輸入圧力の両方を満たさないと認められないとも読み取れます。エチレンの事例でも示しましたが、両方が成立するケースばかりとは限らず、どちらかが存在する場合に認めるとしていただけると、より実態に即したガイドラインになると考えられますが、いかがでしょうか。</li> </ul> <p>【事業者】</p>	<p>また、本考え方の13頁の①から⑤までの考慮要素については、同頁に「これらの要素は全て認められる必要はなく、一つの要素のみが認められる場合であっても「一定の取引分野における競争の実質的制限」を生じないと認められることもある。ただし、実際には複数の要素を総合的に考慮する必要がある場合が多い」と記載しています。それを踏まえて、想定例16において、複数の考慮要素を「かつ」でつなぎ、複数の考慮要素が認められる想定例としたのは、上記の本考え方本文の記載を踏まえた例示としてお示しする上では、考慮要素が一つよりも複数認められる場合の方が適当であると考えられます。</p>	

意見の概要	考え方	修正の有無
意見55		
<p>○ 14頁の想定例16について、X、Y、Zが同じ設備を共用していたので、共同廃棄以外により競争制限的でない手段がない理由の想像がつかえません。それ以外の場合ですと、単独廃棄だとコスト上昇分を需要者に理解されず、先陣を切った事業者の顧客が競争者に流れるから、それを防止するためというのが典型例と思われます。政府規制がない状況で、そのような共同廃棄を正当化すると競争者の競争手段と需要者の選択を奪うことにならないでしょうか。もし、それでも設備の廃棄が必須ということであれば、V、Wが行わない理由の説明がつかず、結局他にV、WがいるからX、Y、Zの共同廃棄は許されるとの説明が成り立たないのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 想定例16は、X、Y、Zが同じ設備を共有していることを前提とした想定例とはなっておりませんが、生産設備の共同廃棄について、有力な競争者の存在や海外からの強い競争圧力が認められるような状況であって、3社の行為により一定の取引分野における競争の実質的制限が生じない場合は、独占禁止法上問題とならないことを説明するものです。3社による共同廃棄の必要性等については、実際には様々な状況があり得ると考えますが、今後の相談事例等を踏まえ、より現実的に則した分かりやすいものとするよう検討してまいります。</p>	無
意見56		
<p>○ 3) 今回の改定案においては、共同輸配送検討を行うに当たって具体的、かつ明確な指針がでていないと考えます。例えば、P. 30 に記載の考慮要素①～④のうち、②「共同物流の対象商品の販売市場における共同物流への参加者の市場シェアが高い場合に、共同物流の対象商品の供給に要するコストに占める共同物流のコストの割合」についてセーフハーバー条項の設定や、共同物流がテーマとなっている想定例35・36などにおいて、許容される物流コストの具体的なパーセンテージの明示をしていただく事はできないでしょうか？特に、石油化学事業のように、国内プレイヤーが少ない市場の場合、共同物流への参加者だけで市場シェアの合計が100%になることも少なくありません。このようなケースでは、競争制限効果がないスキームを自ら立案し、その合理的な根拠を示していく必要がありますが、当該判断基準の設定やその法的妥当性の検証などを行った後に公正取引委員会へご相談するステップとなるため、多大な時間、工数をかける必要が生じております。化学品WG事務局としては社会的な課題解決のために取組を進めているものの、現改定案では、その達成の手助けにはならず、急速に進むドライバー不足に対応が間に合うかについて大きな不安を感じています。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘については、本考え方30頁に記載があり、「共同物流への参加者間において当該商品の販売価格等の重要な競争手段に係る意思決定の一体化が図られ、あるいは、協調的な行動が助長されることにより、当該商品の販売市場における競争が実質的に制限される」か否かがポイントとなります。このような判断はケースバイケースで行われるため、セーフハーバー条項や許容される物流コストの具体的なパーセンテージを示すことは困難です。</p> <p>なお、懸念等があれば、当委員会に御相談ください。</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
意見57		
<p>○ (3) P.51以下 第3 優越的地位の濫用行為</p> <p>P.51冒頭の記述でも、想定例69や71でも、GHG削減等のために供給者に生じるコスト上昇に関する需要者の誠実交渉義務について、製造委託（更には下請取引）を念頭に置いているように見える記述が見受けられる。</p> <p>一方、かかるコスト上昇は製造委託品だけでなく、売買取引の対象製品においても同様に発生し、また大企業であっても需要者との力関係から価格転嫁は容易ではない。今後スコープ3の開示を求められるようになると最終製品メーカーが、部品や原材料の納入者に対して部品等の製造工程における排出量上限等を指定することが考えられる一方、納入者側は対応のためのコストが上昇することになる。このような大企業間の売買取引のケースでも、需要者側が価格について誠実に交渉すべきことがより分かり易くなるよう、記載ぶりなど配慮いただけると有難い。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 御指摘については、優越的地位の濫用規制が大企業間の売買取引にも適用され得ることは言うまでもないことであり、本考え方の「第3」もそれを前提として記載しています。御指摘の想定例69や71の製造についての委託であっても、大企業間で実施される場合もあると考えられますので、これらに加えて、大企業間の売買取引のケースについて記載をする必要があるかについては、今後の相談事例等を踏まえて検討してまいります。</p>	無
意見58		
<p>○ (4) P.62「一定の取引分野」</p> <p>環境寄与製品を特に好む需要者がいることから、環境寄与製品（新規製品）と既存品を別市場と区分され得るが、どのようなデータを以て需要者の選好を示すべきか、調査方法等について一定の指針を示していただくことはできないか。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 需要者の選好の調査方法やその結果の評価方法については、商品・役務により様々であると考えられますので、その点について一定の指針をお示しすることは困難と考えます。今後の相談事例や企業結合事例の公表の中で、具体例の公表を検討してまいります。</p>	無
意見59		
<p>○ 想定事例78について、商品Aから商品Bへの需要の移行に関し、需要者が切り替えを進めていることに加え、商品Aしか購入しない需要者がいないこと、あるいはそれに対する手当がなされていることを記載しないとミスリーディングなメッセージを送ることになると思います。企業結合の文脈では、商品Aでシェア100%になる2→1合併も承認される余地があるというときに必ず言及される点ですが、カーボンニュートラルが目的なら商品の属性を問わず「競争を実質的に制限することとはならない」と結論付けるのは疑問です。また、「商品Aの需要者間の競争は活発であり、過去の価格交渉の状況によれば、需要者からX及びYに対する価格低減要請は厳しく、需要者から</p>	<p>○ 想定例78は、商品Bは商品Aと類似の効用を持つこと、需要者は商品Aから商品Bへの切替えを進めていること、商品Aの需要は減退傾向にあること、から隣接市場の競争圧力が強く働いていることが認められるという例であり、御指摘のような限定がなくとも問題とならないものと考えます。</p> <p>なお、需要者からの競争圧力は、商品AについてのXとYの間のみならず、商品Bと商品A</p>	無

意見の概要	考え方	修正の有無
<p>の競争圧力が認められる。」とのことですが、過去には代替元がありましたが、X、Yの合併後は少なくとも商品AについてX、Yに代替する購入元はなく、X、Yの合併が競争制限的に働く方向にもはたらきかねない要素と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>との代替性から、XとYの合併後の会社にも働き得るほか、容易に内製に転換することができる場合等にも働き得ると考えます。</p>	
意見60		
<p>○ P76に「相談を迅速・円滑に進めるための公正取引委員会の協力」との項目を追記いただき、事業者からの相談の際には公正取引委員会側で既にお持ちのデータも活用いただくことで、論点や対象市場の絞り込みに協力いただきたい。特に脱炭素に向けた様々な取組に関しては市場形成過程であるという特徴があるため、事業者側で収集可能な統計データや市場予測が十分でない側面がある点については公正取引委員会においても十分に配慮いただける旨、ガイドラインに記載をお願いしたい。</p> <p>また、公正取引委員会がこれまでの判断の際に用いたマクロデータも事業者側の情報とりまとめにあたり非常に参考になるため、事業者側に対するデータの共有（少なくとも守秘義務のかからない範囲）についても検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者団体】</p>	<p>○ 御指摘については、相談に関しては、できるだけ早期に、かつ事業者の負担の少ない対応に努めているところですが、現時点で、「事業者側で収集可能な統計データや市場予測が十分でない側面がある点については当委員会においても十分に配慮する」旨等、グリーン事案に対する相談対応の内容を本考え方で詳細に書き込むことは適当でないと考えます。一方で、実際の運用面では、御指摘を踏まえた適切な対応を進めてまいります。</p> <p>なお、引き続き、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談に対応してまいります。</p>	無
意見61		
<p>○ 相談体制について</p> <p>P76：「相談を迅速・円滑に進めるための公取委の協力」の項目の追記を要望。</p> <p>(意見) ⇒公正取引委員会でお持ちのデータでも市場や論点の絞り込みにご協力頂きたい。特に、脱炭素に向けた様々な取組みにおいては、市場形成過程であるという特徴があり、統計データや市場予測が十分でない側面も考慮をお願い致したい。過去には、事業者の守秘義務の観点から難しい旨ご説明頂いておりますが、一般的な市場データ等活用できる情報がないか、守秘義務を解除し共有を可能とする制度の創設等具体的に検討頂きたくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>○ 上記のとおり。</p>	無